

# 愛称: 貿易金融ダイナミック・ファンド

## トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド

ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型追加型外国投資信託(米ドル建て)



### 管理会社: ゴーディアン・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド

トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド(以下「ファンド」といいます)の資産の運用、ファンドの受益証券(以下「受益証券」といいます)の発行業務およびファンドの運用業務を行います。

平成17年12月16日シンガポールにおいて設立。平成30年4月末現在、資本金の額は887,160シンガポール・ドル(約73百万円)、発行済株式総数は887,160株です。

平成30年4月末現在、管理会社は23本のファンドの管理および運用を行っており、その純資産額の合計額は約1,175百万米ドル(約1,285億円)です。

(注)シンガポール・ドルおよび米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成30年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1シンガポール・ドル=82.27円および1米ドル=109.35円)によります。以下同じです。

### 受託会社: エリアントラスティ(ケイマン)リミテッド

ファンドの受託業務を行います。

### 管理事務代行会社兼保管会社: CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド

ファンドの管理事務代行業務およびファンド資産の保管業務を行います。

### 代行協会員: Teneo Partners株式会社

ファンドに関する代行協会員業務を行います。

### 日本における販売会社:

販売会社については、以下の連絡先に照会することができます。

#### Teneo Partners株式会社

住所: 東京都中央区銀座2丁目2番4号 ヒューリック西銀座第2ビル

URL: <http://www.teneopartners.co.jp>

- ・この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか、為替変動による影響を受けませんが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。
- ・ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされておりますのでご留意ください。
- ・EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。
- ・この交付目論見書により行う受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成30年3月30日に財務省関東財務局長に提出しており、同年3月31日にその届出の効力が生じています。

受益証券1口当たりの純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たりの純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。原則として、受益証券の発行に係る申込日から1年以内の受益証券の買戻しには、買戻代金に対して2%の買戻手数料が掛かります。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

ファンドは、ケイマン諸島の免除有限責任会社であるEFAダイナミックIIファンド・リミテッド(以下「EFAフィーダーファンド」といいます)への投資を行うために設立されました。ファンドの唯一の投資対象は、EFAフィーダーファンドです。EFAフィーダーファンドの投資目的は、EFAダイナミック・トレード・ファイナンス・ファンド・リミテッド(以下「EFAマスターファンド」といいます)に投資した場合の経済的リターンとほぼ同等のリターンを達成することです。

管理会社は、EFAフィーダーファンドへの投資に関する指図を行い、そのパフォーマンスおよび業務を監視します。

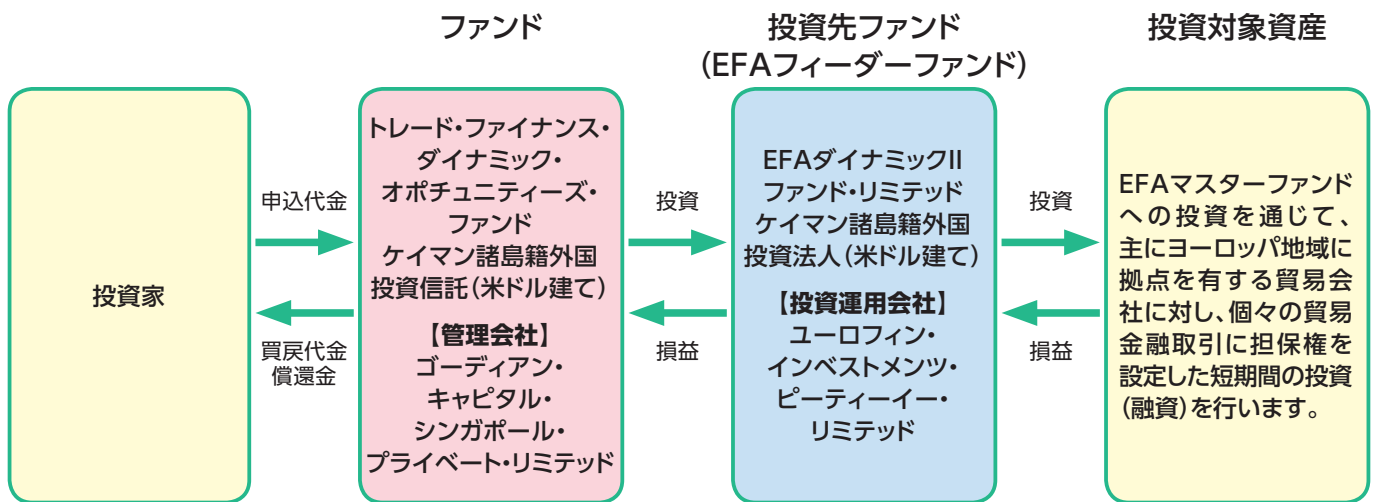
## ファンドの特色

EFAマスターファンドの投資目的は、専門家によって運用されるポートフォリオを通じて、様々な原材料や生活消費財などを対象とした、一般的に輸出者の倉庫から輸入者の倉庫までの短期間の貿易金融(融資)を行うことにより、安定したリターンを提供することであり、EFAマスターファンドは、かかる貿易金融取引に関連して発行された金融商品に主に投資することにより、その投資目的を達成するよう努めます。貿易金融取引では、主に、輸出前の生産、加工、輸出手続、在庫管理、ならびに輸送に関する融資に焦点を当てます。これらの金融商品は、通常、自己清算方式(決済日に貿易対象商品の担保権解除と資金決済が行われる)が採用されており、リスクおよびボラティリティが低く抑えられるよう組成されています。貿易金融取引は、一般的に、固定利付証券および株式等の他の資産クラスとの相関関係は非常に低いといえます。EFAマスターファンドが投資を行う取引は、通常、格付けを取得しておらず、また証券取引所に上場していません。

EFAフィーダーファンドおよびEFAマスターファンドの投資戦略は、随時変更される可能性があります。

## ファンドの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



# ファンドの目的・特色

## 運用体制

### 管理会社の運用体制

- **ファンド・オブ・ファンズでの運用です**

ファンドは、ユーロフィン・インベストメンツ・ピーティーイー・リミテッド(以下「投資運用会社」といいます。)が運用しているEFAフィーダーファンド(EFAダイナミックIIファンド・リミテッド)に主たる運用資産を投資いたします。

- **内部管理等の確立とモニタリング体制**

管理会社では、社内規程を定め、運用に係る組織およびその権限と責任を明確にするとともに、運用を行うに当たり遵守すべき事項とリスク管理を適正に行うことを目的とした業務規則を定めており、業務執行等の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

- **ファンドの関係法人に関する管理体制**

ファンドの関係法人である受託会社に対して、管理会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

- **月次での運用管理**

管理会社は、受託会社および関係会社に対して月次で純資産照合や勘定残高照会などを行います。また、外部監査法人による内部統制の確認および運用状況の報告書を精査し、必要に応じ対応を指図します。

- **モニタリングの計画・執行・検証**

運用担当部署から独立したコンプライアンスおよびリスク管理担当者は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じ対応を指図します。

モニタリング業務の担当部署と相互牽制は以下の通りです。

#### Plan – 計画

運用方針・運用戦略・ガイドラインの策定 – 各運用部署  
運用計画の決定 – 投資運用委員会

#### Do – 執行

運用計画に沿った売買の実行を指図 – 運用担当者  
売買執行(最良執行を基に売買指図) – 売買担当部署

#### See – 検証

運用リスク、運用ガイドライン、信託約款および法令遵守モニタリング – 投資運用委員会およびリスク管理委員会



内部管理等モニタリング<内部監査担当部署>

## ファンドの目的・特色

### 投資先ファンドの運用体制

#### ・基本方針

EFAフィーダーファンドおよびEFAマスターファンドは、主としてヨーロッパ、中東地域、アジアおよびアフリカ向けのグローバルな貿易金融取引に融資(投資)を行うことを目的に、設定および解約の額を確認の上、貿易金融への融資比率(投資組入れ比率)が高位に保たれるよう運用体制を構築しています。

運用においては、対象会社の選別基準を設けて各種の審査用書類を入手して、マーケティング部署が投資委員会資料を作成し、オペレーション部署、リスク管理部署、法務部署が精査し、投資委員会の合意をもって融資上限額を決定し個別案件ごとに審査を行い運用しています。

#### ・情報収集及び資金回収体制

投資運用会社は、貿易金融の重要な都市であるシンガポール、ジュネーブ、ドバイ、イスタンブール、ロンドンに拠点を有し原材料や消費財の円滑な貿易取引に寄与するとともに、貿易品目に担保設定、未払いに対する保証契約、各種保険加入など投資資金回収への体制を整えています。

また、一企業当たり、一業種当たりの運用上限を設け、分散投資への取組みを行っています。

### ファンドの主な投資制限

#### 投資制限

管理会社は、ファンドのために主に以下の投資制限に従います。ただし、以下の投資制限がEFAフィーダーファンドまたはEFAマスターファンドに適用される場合には、管理会社は、投資運用会社が継続的にかかる投資制限に反しないことを確保するために連携します。

- (a) 管理会社もしくは受託会社自体を相手方として、または管理会社もしくは受託会社の取締役を相手方として取引を行うことはできません。
- (b) 管理会社またはファンドもしくは受益者以外のいずれかの者に利益を図る目的で取引を行うことはできません。
- (c) 投資会社でない会社の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得することはできません。
- (d) 非上場または即時に換金できない投資対象に対し、ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近で得られる純資産総額の15%を超えることとなる場合に、かかる投資対象を取得することはできません。
- (e) 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引(管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません)を行うことができません。
- (f) ファンドの勘定で空売りされる有価証券の時価総額が、空売りの直後にファンドの純資産総額を超えることとなる場合に、有価証券の空売りをすることはできません。
- (g) 単一の発行体により発行される株式または投資信託受益証券の保有価額(「株式等エクスポージャー」)および単一の発行体により発行される債券等の保有価額(「債券等エクスポージャー」)、または単一のカウンターパーティーとの間で保有するデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対して発生する正味エクスポージャー(「デリバティブ・エクスポージャー」)は、それぞれ純資産総額の10%を限度とします。
- (h) ある発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの合計が純資産総額の20%を超える場合には、当該発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または当該発行体もしくはカウンターパーティーとの間でポジションを保有しないものとします。
- (i) 管理会社が事前に定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引および他の類似の取引を行うことはできません。

ファンドは、クラスA受益証券に関して、いかなるデリバティブ取引またはその他類似する取引も行いません。



## ファンドの目的・特色

### 借入制限

借入れは、買戻請求の充足または費用の支払いのために必要となった場合に、純資産総額の10%を限度として行うことができます。ただし、特別な状況(ファンドの他のファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これに限られません)においては、かかる制限を一時的に超えることができます。

### 分配方針

ファンドの目的は、投資元本の成長を最大化することであり、原則として、ファンドの投資対象から得られた収益または利益を分配金として分配することは想定されていません。

### 追加的情報

#### 投資先ファンドの概要(主な投資対象や投資地域等)

ファンド名	EFAダイナミックIIファンド・リミテッド
形態	ケイマン諸島籍外国投資法人
主な投資対象および投資地域	EFAマスターファンドへの投資を通じて、様々な原材料や生活消費財などの貿易金融取引に関連して発行された金融商品に投資します。
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>•EFAマスターファンドの投資戦略では、投資収益を得る機会として、増加を続ける世界中の貿易取引の流れに焦点を当てます。</li> <li>•投資運用会社は、実際の金融取引の裏付けとなる商品の所有権もしくは実効的支配権を得ることになる担保権を取得することによって、さらにその他のストラクチャリング技法を採用することによって、かかる金融商品についてのEFAマスターファンドの投資リスクの重要部分を制限するよう努めます。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>•EFAマスターファンドは、原則として、同一の発行体による金融商品に対して、その総資産額の20%を超えて貸付けまたは投資を行いません。</li> <li>•EFAマスターファンドは、通常の場合において、同一の発展途上国市場の証券または取引に対して、その総資産額の50%を超える投資を行いません。</li> <li>•EFAマスターファンドは、証券の発行体の法律上または経営上の支配権を取得または行使する結果をもたらす投資を行いません。</li> <li>•EFAマスターファンドは、取引日において、取引の効力が生じた時点でその米ドル建て以外の投資が総資産額の50%以上となる金融商品の取得または譲渡を行いません。</li> </ul>
決算日	6月30日
分配方針	収益およびキャピタルゲインは、原則として再投資されますが、取締役の決定により、分配が行われることがあります。
管理報酬	純資産総額の年率1.5%
成功報酬	原則として、四半期間の1株当たりの純資産価格が一定の基準(ハイ・ウォーター・マーク)以上であれば、当該基準を超えた部分の15%
その他の費用・手数料	投資先ファンドの設定・開示・運営に関する費用、取締役の報酬、一般管理事務代行報酬、保管報酬、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等がかかる場合があります。
信託財産留保額	ありません。
購入時手数料	ありません。
投資運用会社	ユーロフィン・インベストメンツ・ピーティーイー・リミテッド (EuroFin Investments Pte Ltd)

※原則としてマスターファンドを通じて実質的な投資を行います。なお、信託報酬、成功報酬、その他の費用・手数料、信託財産留保額および購入時手数料は、投資先ファンドとマスターファンドの合計を記載しています。

# 投資リスク

## リスク要因

**純資産総額は、ファンドの投資対象の価格の変動および為替の変動の影響を受けます。ファンドの投資対象から生じるすべての損益は、投資者に帰属します。**

管理会社は、ファンドの投資目的および投資方針の制約の範囲内で損失の可能性を最小限にするよう企画された戦略を実行する予定ですが、かかる戦略が実行されるという保証、または実行された場合でも成功する保証はありません。投資判断や市況にかかわらず、ファンドの費用構造によって受益証券1口当たりの純資産価格は下落する可能性を常に有しています。

**投資者は、受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識すべきです。したがって、買戻しまたは償還に関して投資者が受け取る金額が、投資元本を下回ることもあります。投資者の投資額の元本は保証されていません。投資信託は預貯金とは異なります。ファンドへの投資は相応のリスクを伴います。**

受益証券の流通市場が存在する可能性が小さく、そのため投資者は、保有する受益証券を買戻しの方法でしか処分することができません。投資者は、自身のファンドへの投資額の大部分またはすべてを失う可能性があります。したがって、各投資者は、ファンドへの投資に伴うリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要があります。

以下のリスク要因に関する記載は、ファンドへの投資に伴うリスクについて完全に説明したものではありません。ファンドへ投資する主なリスクは以下を含みます。他のリスクを含む詳細は、請求目論見書をご参照ください。

## ファンドのリスク

### 1. 一般的な投資リスク

すべての有価証券投資は、元本を失うリスクを負っています。ファンドに関して取得および取引される有価証券および利益向上を目的として用いられる投資手法および戦略の性質により、このリスクが増大することがあります。管理会社は、ファンドのポートフォリオの管理に最善の努力を尽くしますが、ファンドが損失を被らないという保証はありません。

### 2. 限定的な運用歴

投資予定者がファンドへの投資を行う前に評価を行うためのファンドの運用歴は限定的です。さらに、管理会社の運用歴も限られています。

### 3. 取引費用

EFAフィーダーファンドの投資戦略は、多額の取引費用を発生させることがあります。EFAフィーダーファンドの取引活動が利益を生み出すか否かにかかわらず、ファンドは、EFAフィーダーファンドの仲介手数料および関連取引手数料およびコストを間接的に負担します。事業費および管理費もファンドが負担します。

## ファンド・オブ・ファンズ・ストラクチャーへの投資に関連するリスク

### 1. 独立したポートフォリオ・マネージャー

投資運用会社は、管理会社から完全に独立して投資を行うため、関連する様々なリスク（投資運用会社からの情報の入手の困難、投資運用会社に対するコントロールの限定、投資運用会社の不正行為または判断の誤りなど）を伴います。

### 2. マスター・フィーダー・リスク

EFAマスターファンドに投資する中小規模の投資ファンドは、EFAマスターファンドに投資する比較的規模の大きい投資ファンドの投資活動によって多大な影響を受ける可能性があります（例えば、比較的規模の大きい投資ファンドがEFAマスターファンドから撤退した場合、残存する投資ファンドは、負担する運用費用の比例按分割当て分が上昇する結果、リターンが減る可能性があります）。短期間で投資家がEFAマスターファンドから多額の資金を引き揚げた場合、EFAマスターファンドにとって最も有利な時期および方法とはいえない時期および方法でEFAマスターファンドの投資を終了しなければならなくなる可能性があり、したがって、EFAマスターファンドの資産が悪影響を受ける可能性があります。

### 3. 買戻しおよび権利の譲渡に関する制限、現物分配

EFAフィーダーファンドは、相対的に流動性に乏しいといえます。EFAフィーダーファンドは、その優先株式の買戻しの際、EFAフィーダーファンドの取締役の単独の絶対的な裁量により、現金、投資運用会社によって選定された有価証券、または現金と有価証券の組み合わせにより分配を行うことができます。買戻しの際に分配される当該有価証券は、流通市場で容易に換金できない可能性があり、また、無期限で保有し続けなければならない可能性もあります。

## EFAフィーダーファンドおよびEFAマスターファンドの戦略に特有のリスク

### 1. 為替レートの変動

EFAマスターファンドが米ドル以外の通貨建てによる投資を行った場合、当該米ドル以外の通貨に対する米ドルの下落により、EFAマスターファンドのポートフォリオ全体の価額が下落し、結果としてEFAマスターファンドの優先株式の価額も下落することになります。

### 2. イベント・リスク

EFAマスターファンドのほとんどの投資対象は貿易金融取引に関連して発行された金融商品であるため、原材料や生活消費財またはその他の貿易関連資産によって裏付けられています。これらの投資対象においては、過失および不正行為が常に重大なリスクとなります。EFAマスターファンドは、これらのリスクを最小限に抑えるために多くの実証された方法を採用していますが、こうした努力が奏功する保証はありません。

### 3. 特殊な利回り特性

貿易金融取引に関連して発行された金融商品に投資する利点の一つとして、利回り特性が従来の債務証券とは大きく異なるため、当該証券の価格決定を行う際の市場がやや非効率的であるという点です。かかる違い（毎月の利払いおよび元本の期限前償還等）は、EFAマスターファンドが完全な投資を維持するのに問題となる可能性があり、かかる非効率的な価格決定がEFAマスターファンドのポートフォリオに重大な悪影響を及ぼさないという保証はありません。

### 4. 投資対象の流動性

EFAマスターファンドは、通常、証券取引所または証券市場において上場または取引されていない債券および有価証券に投資します。当該投資対象は、流動性が乏しい可能性があるため評価することが難しくなる可能性があります。

## その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクに対する管理体制

### ファンドのリスク管理体制

管理会社は、ファンドのためのオペレーティングマニュアルを作成し定期的に見直しています。当該マニュアルには、ガバナンスと意思決定プロセスに起因するリスク、外部に業務委託する結果として生じるリスク、潜在的な詐欺や窃盗のリスク、投資戦略に関するリスク、等の問題に対処するためのリスク管理ステートメントと計画が含まれています。

管理会社の業務執行取締役は、リスク管理フレームワークの年次レビューを実施し、必要な変更を行っています。

管理会社は、多くの選別されたファンドに関係するサービス提供者と共に業務を行っています。管理会社は、サービス提供者に対して業務をレビューするための定期的な対話を継続しています。これらのサービス提供者には、法律事務所、銀行、管理事務代行会社、保管会社、監査法人等があります。

管理会社は、サービス提供者がそのサービスを実行しサポートできる経験と能力を有しているか、格付けを含む財務的強みと基盤はどうか、業務における評判、企業文化、コンプライアンス、告発、係属中もしくは潜在的な訴訟、セキュリティ、内部統制、監査カバレッジ、報告とモニタリング環境、下請け業者に対する信頼や関係は良好か、保険カバレッジ、サービスのパフォーマンスに影響を与える可能性のある外部要因（例えば、かかる業者が業務を行う法域における、政治的、経済的、社会的、法的環境その他の事象等）について良い理解を得ようと努めます。

加えて、多くの市場参加関係者の広範なネットワークやヒアリングを活用し、調査・確認を行うことがありますが、このようなインフォーマルなネットワークは、サービス提供者を選別するプロセスにおけるより公式なインタビューを補完するものとなります。

管理会社は、サービス提供者と定期的に交流し管理の有効性と効率性を高めるとともに、ファンドに対しての高いサービスを継続するための予備的な対応を講ずることを目指します。

### 投資運用会社におけるリスク管理体制

運用部署から独立したコンプライアンス部、リスク統括部および法務部が運用に関するリスク管理と法令順守状況等のモニタリングを実施し、投資委員会、運用リスク委員会、コンプライアンス会議に報告します。

コンプライアンス部は内部監査を通して、業務執行に係る内部管理体制の適正性・有効性を第三者として独立した立場で検証・評価し監査内容を担当部署へ通知します。指摘事項等の改善に向けた取組みについてのフォローアップを定期的に行い指導・管理しております。

運用資産の保全・管理・評価については、社内の管理担当部署が外部の専門の会社に委託した情報をダブルチェックする体制を整えております。

(注) 上記のリスク管理体制は今後変更されることがあります。



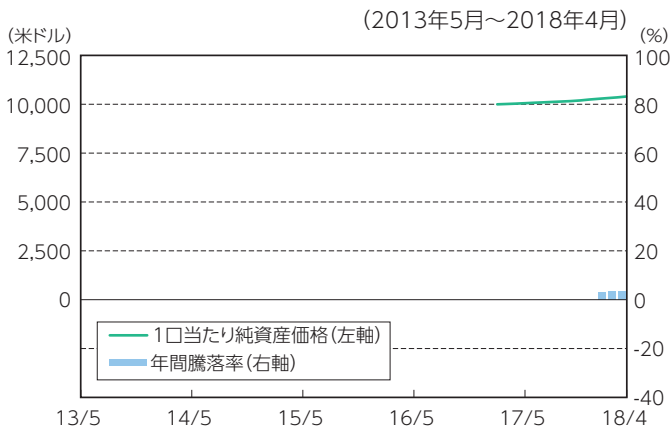
# 投資リスク

## 参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

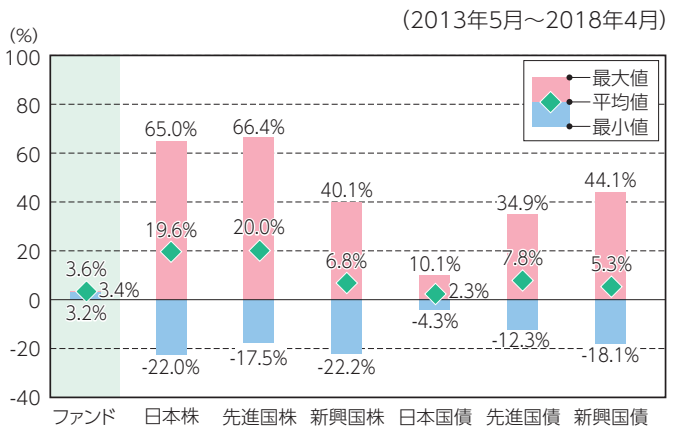
### ファンドの1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

このグラフは、過去5年間におけるファンドの1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。



### ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、過去5年間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所：管理会社および指数提供会社のデータを基に 狛・小野グローバル法律事務所が作成

- ※ファンドについては分配金の支払実績はありません。
- ※ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。ファンドは2017年2月21日から運用を開始したため、運用開始から2018年1月末までは直近1年間の年間騰落率は算出されていません。
- ※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※ファンドおよび新興国株の年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に換算されておられません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

### <代表的な資産クラスの指数およびその著作権等について>

資産クラス	指数名	著作権等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。
先進国株	ラッセル先進国(除く日本) 大型株インデックス (配当込み、円ベース)	ラッセル・インベストメントにより公表されているインデックスです。ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。
新興国株	S&P新興国総合指数 (配当込み、米ドルベース)	S&P新興国総合指数は、規則に基づく広範な指数であり、世界の新興国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
日本国債	FTSE日本国債インデックス	FTSE日本国債インデックスは日本の国債の債券インデックスであり、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、日本を除く世界主要国の国債の債券インデックスであり、FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、主要新興国の国債の債券インデックスです。上記3つのインデックスともFTSE Fixed Income LLCにより運営されているものです。同インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。同インデックスに対する著作権等の知的財産権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	
新興国債	FTSE新興国市場国債 インデックス(円ベース)	

(注) 海外の指数は為替ヘッジをしないこととして、当該指数会社の提供する円ベース指数(S&P新興国総合指数は米ドルベース)を使用しております。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

## 運用実績

※ファンドの運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。  
なおファンドにベンチマークはありません。ファンドは、2017年2月21日より運用を開始しました。

### 投資状況

(2018年4月末現在)

資産の種類	国	投資比率(%)
非上場投資法人投資口(EFAフィーダー・ファンドのクラスA優先株式)	ケイマン諸島	98.02
投資有価証券合計		98.02
現金およびその他資産(負債控除後)		1.98
合計(純資産総額)		100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

### 投資有価証券の主要銘柄

(2018年4月末現在)

銘柄名	国	業種	投資比率(%)
EFA Dynamic II Fund Ltd.(クラスA優先株式)(米ドル建)	ケイマン諸島	外国投資法人	98.02

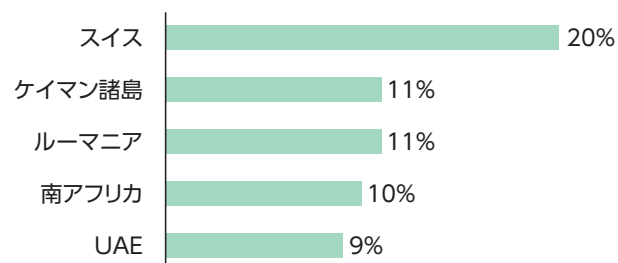
※下記は、EFAマスターファンドについての2018年4月末現在の情報です。

### EFAマスターファンドのポートフォリオ概要

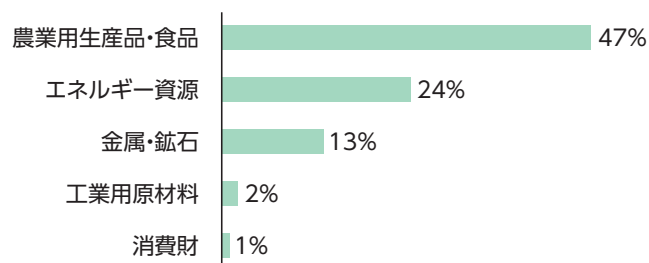
信用供与総額(100万米ドル)	320
ファンドにおける融資比率(%)	112
融資先企業数(社)	78
ローン本数(本)	234
中位融資額(100万米ドル)	6.8

### EFAマスターファンドのエクスポージャー

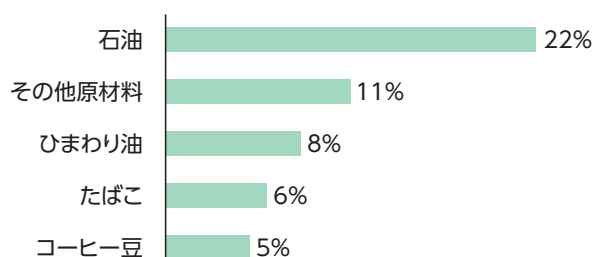
#### < 国別 >



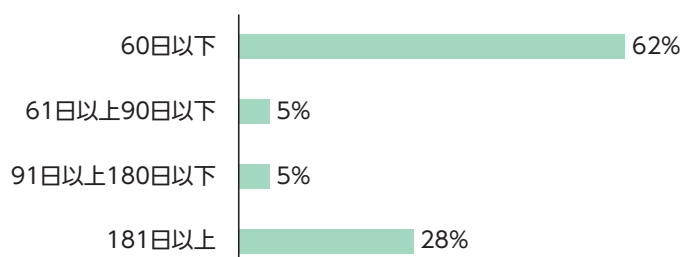
#### < 貿易品セクター別 >



#### < 貿易品 品目別 >



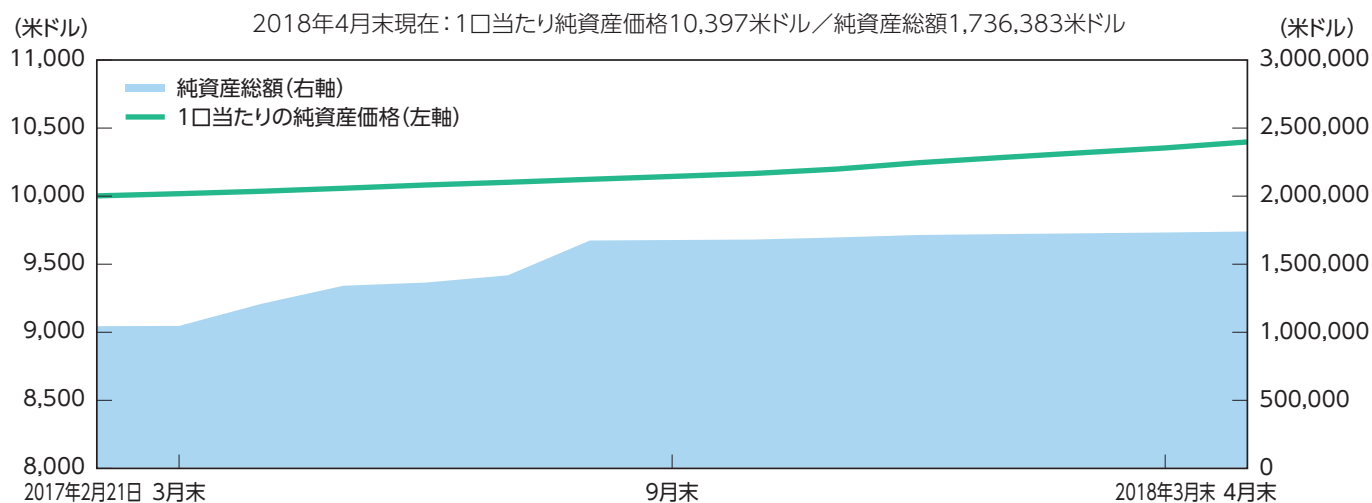
#### < 融資期間別 >



## 運用実績

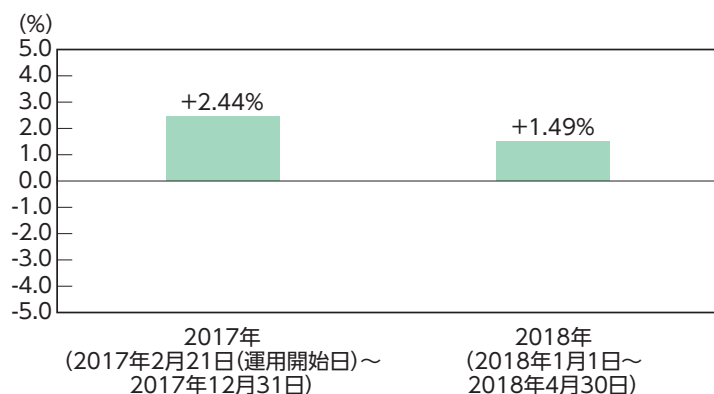
### 純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

(2017年2月21日(運用開始日)～2018年4月30日)



(注) 上記のグラフは、ファンドの各月末の純資産総額に基づくものです。ファンドの純資産総額は月1回計算されます。

### 収益率の推移(暦年ベース)



(注) 収益率(%)=100×(a-b)／b

a = 12月末の1口当たりの純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)(ただし、2018年については、2018年4月末の1口当たりの純資産価格)

b = 前年の12月末の1口当たりの純資産価格(分配落ちの額)(ただし、2017年については、当初発行価格(10,000米ドル))

### 分配の推移

該当事項はありません。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入（申込み）単位	1口以上1口単位 (注)一般的にまたは特定の場合について受託会社が管理会社と協議の上でこれと異なる単位を決定する場合があります。
購入（申込み）価格	申込日の直前の評価日における受益証券1口当たりの純資産価格 (注1)「申込日」とは、各月の最初のファンド営業日または受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定する一もしくは複数の追加の日をいいます。 (注2)「評価日」とは、各申込日および買戻日の直前のファンド営業日および/または受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定する一もしくは複数のその他の日をいいます。 (注3)「ファンド営業日」とは、シンガポールの銀行が営業を認められている日(土曜日および日曜日を除きます)、または受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定する、かかる日に加えられるもしくはかかる日に代わるその他の一もしくは複数の日をいいます。 (注4)「受益証券1口当たりの純資産価格」は、ファンドの関連するクラスの純資産総額を、その時点で発行済みのクラス受益証券の口数で除した価格をいいます。
購入（申込み）代金	投資者は、該当する申込日の7ファンド営業日前の日から起算して日本における4営業日前の日までに申込金額および申込手数料相当額を日本における販売会社に支払います。 (注)申込金額は、米ドル貨または円貨で支払うものとし、円貨で支払う場合、米ドル貨との換算は、各申込みについての受益証券の取得申込注文を日本における販売会社が確認した日における、東京外国為替市場の相場に基づいて日本における販売会社が決定するレートによります(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます)。
換金（買戻し）単位	1口以上1口単位 (注)一般的にまたは特定の場合について受託会社が管理会社と協議の上でこれと異なる単位を決定する場合があります。
換金（買戻し）価格	関連する買戻日の直前の評価日における受益証券1口当たりの純資産価格 (注)「買戻日」とは、1月、4月、7月および10月の最初のファンド営業日または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定する一もしくは複数の追加の日をいいます。
換金（買戻し）代金	通常関連する受益証券1口当たりの純資産価格が確定してから30日以内に、またはこれより遅い場合は管理事務代行会社が要求したすべての未提出の文書が受領されてから1か月以内に、日本における販売会社に対して、買戻代金が現金で支払われます。ただし、EFAフィーダーファンドからの買戻価格の受領が遅れた範囲において、その買戻価格の支払は遅延することがあります。日本における販売会社は、上記の買戻代金を受領したことを確認し次第、速やかに投資者に対して買戻代金をお支払いします。
購入（申込み）締切時間	毎月の該当する申込日の7ファンド営業日前の日から起算して日本における4営業日前の日の正午(日本時間)までに日本における販売会社が受け付けた買付申込みを、ファンドの当該月の受付分として取扱います。なお、当該時刻を過ぎて行われる買付申込みは、翌月の受付分として取り扱います。ただし、日本における販売会社により異なる締切時間が設けられる場合があります。
換金（買戻し）締切時間	当該買戻しが実行される買戻日の少なくとも95暦日前の日に該当するファンド営業日から起算して日本における4営業日前の日の正午(日本時間)までに日本における販売会社が受け付けた買戻し申込みを、ファンドの当該四半期の受付分として取り扱います。なお、当該時刻を過ぎて行われる買戻し申込みは、翌四半期の受付分として取り扱います。
購入（申込み）期間	平成30年3月31日(土曜日)から平成31年3月29日(金曜日)まで (注)申込期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金（買戻し）制限	管理会社は、受託会社の同意を得た上で、一買戻日に買い戻される受益証券の口数をファンドの純資産総額の一定比率またはその他の金額(管理会社の裁量で決定されます)まで制限することができます。その場合、買戻しを請求した受益証券は按分比例で買戻されます。



## 手続・手数料等

購入(申込み)・換金(買戻し)受付の中止および取消し	<p>管理会社または管理事務代行会社は、いかなる申込みも、その全部または一部について、理由を示すことなく拒否することができます。</p> <p>受託会社は、管理会社と協議の上、(i)一もしくは複数のクラスの純資産総額の計算、(ii)一もしくは複数のクラスの受益証券の発行、または(iii)一もしくは複数のクラスの受益証券の買戻しを、一時的に停止することがあり、かつ、別個かつ独立した権利として、以下のいずれかの期間の全期間または一部の期間に関して、受益証券もしくはいずれかのクラスを買い戻した者への買戻代金の支払期間を延長または停止することがあります。</p> <p>(a) EFAフィーダーファンドが純資産価額の計算またはEFAフィーダーファンドの持分の買戻しを中止した期間</p> <p>(b) 結果的に(i)ファンドにより所有される本投資対象の相当部分の処分が、合理的に実務上可能でなく受益者を著しく害しうるか、または(ii)ファンドがその純資産総額を公正に決定することが合理的に実務上可能でなくなる結果として、緊急事態を構成する状況が存在する期間</p> <p>(c) ファンドが、それまでに行われた買戻請求のいずれにも、関連するクラスの運用通貨をもって合法的に応じることができない期間</p> <p>(d) ファンドの本投資対象の相当部分の価格の決定に際し、通常用いる通信手段に故障があった期間</p> <p>(e) 疫病、戦争行為、テロリズム、反乱、革命、市民争乱、暴動、ストライキもしくは天変地異により、またはこれに起因して、ファンドに関する管理会社または管理事務代行会社の事業運営が、実質的に中断または閉鎖される期間</p> <p>(f) 受託会社または受益者総会が、信託証書に従ってファンドの終了を決議した期間</p> <p>管理事務代行会社は、受託会社から指図があった場合、かかる停止に関する宣言を受益者に通知するものとし、かつ、当該停止期間の終了時にも受益者に通知を行います。</p>
信託期間	<p>ファンドは、後記「繰上償還」に定める事由により終了しない限り、信託証書締結の日(平成28年11月3日)から149年間存続します。</p>
繰上償還	<p>ファンドは、以下の事由のうちいずれかが最初に発生した時点で終了するものとします。</p> <p>(a) 受託会社の決議</p> <p>(b) ファンドを継続することもしくはファンドを他の法域に移転することのいずれかが違法となる場合、または管理会社もしくは受託会社が、これらのいずれかが実行不可能、不得策もしくは受益者の利益に反すると判断した場合その他の理由で管理会社および受託会社の裁量により決定した場合</p> <p>(c) 受益者決議によって受益者が決定した場合</p> <p>(d) 信託証書の日付から開始し、信託証書の日付から149年後に終了する期間が終了した場合</p> <p>(e) 受託会社が退任する意思を書面で通知した場合または受託会社が強制もしくは任意清算に入った場合で、かかる通知または清算開始から90日以内に受託会社の後任として受託会社の職務を引き受ける用意がある他の企業が任命されない場合</p> <p>(f) 管理会社が退任する意思を書面で通知した場合または管理会社が強制もしくは任意清算に入った場合で、かかる通知または清算開始から90日以内に管理会社の後任として管理会社の職務を引き受ける用意がある他の企業が任命されない場合</p>
決算日	毎年9月30日
収益分配	原則、収益の分配を行わない方針です。
信託金の限度額	ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。
運用報告書	<p>管理会社は、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律198号)に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。</p>
課税関係	課税上は公募外国株式投資信託として取り扱われます。
その他	<p>受益証券の申込みを行う投資家は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款(以下「口座約款」といいます)を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を行う旨の申込書を提出します。</p>

## ファンドの費用・税金

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	申込金額の <b>2.16%(税込)</b> を上限として、日本における販売会社が定めます。具体的な申込手数料の金額または料率については、日本における販売会社にお問い合わせください。 申込手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として支払われます。
換金（買戻し）手数料	かかりません。 ただし、原則として、受益証券の発行に係る申込日から1年以内（ソフトロックイン期間）の受益証券の換金（買戻し）には、買戻代金に対して <b>2%</b> の買戻手数料が掛かります。買戻手数料は、主に、買戻しに関する取引コストおよび事務コストの対価としてファンドに支払われます。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

管理報酬等	毎年 <b>10,000米ドル</b> 及びファンドの関連するクラスの純資産総額の <b>年率0.80%</b> の合計額ならびにその他の費用・手数料がファンドから支払われます。		
手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬額または算出方法
受託報酬	受託会社	ファンドの受託業務	毎年 <b>10,000米ドル</b> がファンドの資産から支払われます。
管理報酬	管理会社	ファンド資産の管理運用、受益証券の発行業務およびファンドの運用業務	各月末の純資産総額の <b>年率0.2%</b> がファンド資産から毎月後払いで支払われます。
管理事務代行報酬および保管報酬	管理事務代行会社兼保管会社	ファンドの管理事務代行業務およびファンド資産の保管業務	管理事務代行会社兼保管会社と随時合意する料率を支払います。
代行協会員報酬	代行協会員	受益証券1口当たりの純資産価格の公表等の代行協会員業務	各月末の純資産総額の <b>年率0.05%</b> がファンド資産から毎月後払いで支払われます。
販売報酬	日本における販売会社	日本における受益証券の販売および買戻し業務	各月末の純資産総額の <b>年率0.55%</b> がファンド資産から毎月後払いで支払われます。
その他の費用・手数料	設立費用およびその他の費用（税金、保険料、弁護士費用、監査費用など）は、ファンドの信託財産から支払われ、間接的に投資者が負担することになります。 上記の手数料および費用は、ファンドの運用状況により変動することがあり、または料率等が開示されていないため、報酬・費用等の料率および各報酬の上限額等を表示することができません。		

### 投資先ファンドの報酬および費用

投資先ファンドに係る報酬・費用等	投資先ファンドとそのマスターファンドの合計で、ファンドの純資産総額の年率 <b>1.5%</b> の管理報酬のほか、成功報酬、投資先ファンドの設定・開示・運営に関する費用、取締役の報酬、一般管理事務代行報酬、保管報酬、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等がかかる場合があります。なお、成功報酬は、原則として、四半期間の1株当たりの純資産価格が一定の基準（ハイ・ウォーター・マーク）以上であれば、当該基準を超えた部分の <b>15%</b> がかかります。
------------------	---

●上記報酬等の合計額については、ファンドの運用状況などに応じて異なりますので、事前に確定することができません。

### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配および償還時	所得税および住民税 <sup>(注)</sup>	配当所得として課税されます。 分配金および償還時の差益に対して <b>20.315%</b> (2038年1月1日以後は <b>20%</b> となります)
換金（買戻し）時	所得税および住民税 <sup>(注)</sup>	譲渡所得として課税されます。 換金（買戻し）時に償還時の差益（譲渡益）に対して <b>20.315%</b> (2038年1月1日以後は <b>20%</b> となります)

(注) 所得税、復興特別所得税および住民税が課されます。

- ・ 上記は、本書の日付現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 法人投資者の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



